

## 府議付議事案書

開催・令和4年2月17日

所管部課	企画財政部 秘書広報課	部長	神山 尚	
件名	東大和市市民記者制度実施要綱の一部を改正する要綱について			
関係 事項	条例 規則	区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係 事項	部課 機関			
<p><b>1. 要旨</b></p> <p>民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）により、民法の定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、市民記者の年齢要件についても引き下げるため、標記要綱の一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点 市民記者の資格のうち、年齢要件について、「年齢が20歳以上であること」を「年齢が18歳以上であること」に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 民法に沿った年齢要件となり、市民記者制度の適正な運用を図ることができる。</p>				
<p><b>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</b></p> <p>文書課において審査済み。</p>				
<p><b>3. 留意事項（問題点等）</b></p>				
<p><b>4. 主管部処理案（検討結果等）</b></p> <p>府議終了後、速やかに改正の手続きを進めたい。</p>				
<p><b>5. 審議結果</b></p>				

注：定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。